

東北地区不動産公正取引協議会  
平成 22 年度 事業計画書

自：平成 22 年 4 月 1 日

至：平成 23 年 3 月 31 日

昨今の厳しい経済環境の下、東北地区の不動産業界にあっては、地価下落、新設住宅着工の減少、賃貸住宅の空室率の増大等山積する諸問題の一方で、地域社会からは、景品表示法の消費者庁・公正取引委員会の共管により、公正競争規約を運用する当協議会及び加盟事業者は、より一層の期待感を持たれている。

このような状況下において、これまで同様、公正な競争の確保はもとより、消費者が安心して住まい選びができるよう、適確な規約の運用と違反事案に対する迅速な調査・措置を行い、当協議会の目的である「国民の住生活の安定」と「不動産業界の健全な発展」のため邁進するべく、平成 22 年度の事業計画を次のとおり策定する。

## 1. 公正競争規約違反の未然防止

### (1)調査員及び規約担当者に対する実務研修会の開催

日常的に構成団体所属会員・賛助会員・広告会社等からの広告に関する事前相談を受ける窓口となる構成団体の調査員・規約担当事務局職員を対象として、規約違反実例等による実務研修会を開催し、規約の周知徹底に努めるとともに、業務知識の更なる習得を図る。

### (2)事前相談業務の実施

当協議会及び各構成団体の役職員が、所属会員・賛助会員・広告会社等からの不動産広告の制作・企画等に関する事前相談業務を適正かつ公正に行い、規約違反広告の未然防止に努める。

### (3)インターネット広告への対応

インターネットによる広告表示についても、他の媒体同様、おとり広告や不当表示の未然防止に努める。

## 2．公正競争規約の普及活動

### (1)加盟事業者に対する研修会の開催

各構成団体において、所属会員を対象とした研修会を開催し、不動産の公正競争規約に関する研修会を開催し、規約の周知徹底に努める。

### (2)ホームページにおける広報活動

不動産公正取引協議会連合会のホームページにおいて、協議会の活動状況について広く一般消費者に対する広報活動に努めるほか、公正競争規約を掲載し広く一般に対し規約の周知を図る。

### (3)公正表示ステッカーの頒布

当協議会の加盟事業者の証として「公正表示ステッカー」を頒布し、引続き構成団体の会員事業所の店頭における掲示を促進することにより、事業者のコンプライアンス意識の向上に努める。

### (4)賛助会員の入会促進

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、不動産広告を企画・制作する広告会社等の理解と協力が不可欠であることから、引続き、広告会社等に対し、賛助会員としての入会促進を図る。

## 3．公正競争規約違反被疑案件の指導及び是正措置

### (1)違反被疑案件の受付と調査及び措置

「違反調査及び措置の手続等に関する規則」「東北地区不動産公正取引協議会運営規程」「東北地区不動産公正取引協議会違反調査等の事務処理要綱」に基づき、違反被疑案件について円滑な対応を図る。

## (2)移送事案等の処理

公正取引委員会、都道府県他関係官庁からの移送事案、一般からの申告事案については、各構成団体（地区調査指導委員会）の協力を得ながら、迅速な対応を図る。

## 4．関係官庁及び関係団体との連携

当協議会の事業活動を円滑に遂行するため、引続き消費者庁・公正取引委員会・国土交通省・東北6県の景品表示法・宅地建物取引業法所管課との連携を密にする。

さらに、不動産公正取引協議会連合会・社団法人全国公正取引協議会連合会とも各種会議を通じて業務の関係強化に努める。

## 5．規程集の作成・発行

昨年来からの公正競争規約の変更によって生じた会則等の一部改正に対応した規程集を作成し、構成団体等に配布する。

## 6．組織の活性化

9月を不動産広告の調査月間と定め、各構成団体の調査員による調査・審査を行い、不動産広告の適正化に努めるとともに、組織の活性化を図る。